

(案)

物件売買単価契約書

令和 7 年 4 月 日

甲 契約担当者

住 所 大館市比内町達子字前田野 1 - 2
氏 名 秋田県立比内支援学校長 伊藤 登美子 印

乙 契 約 者

住 所
商号又は
名 称
氏 名 印

次の物件の売買について、秋田県財務規則を遵守のうえ契約を締結し、その証として、本書 2 通を作成し、当事者記名捺印のうえ各自 1 通を保有する。

1 物件名、規格品質、購入予定数量及び単価

物 件 名	規格・品質	購入予定数量	単 位	契約単価(円)	うち消費税及び 地方消費税額(円)
液化石油ガス	い号	2,800	m ³		

2 納入期日 甲が指定する日（検針日は毎月末日とし、休日等の場合はその前日とする。）

3 納入場所 秋田県立比内支援学校（バルクタンク）

4 契約期間 令和 7 年 5 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 3 1 日 まで

5 契約保証金 秋田県財務規則第 1 7 8 条第 1 項第 号により免除（※免除の場合）

6 特別契約事項 次のとおり
（納入及び検査）

第 1 条 乙は、購入予定数量の液化石油ガスを甲に供給するものとする。

2 甲は、毎月末にメーターによる検針を行い、当該月の使用量を確認する。
（代金の支払）

第 2 条 甲は、メーター検針後、乙から月毎のまとめた適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に代金を支払うものとする。

（危険負担）

第 3 条 第 1 条第 2 項の引渡し前に生じた物品についての損害は乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

（履行遅滞）

第 4 条 乙は、納入期日までに納入できないときは、書面により甲に納入期日の延長を申し出で、甲の承認を受けなければならない。

- 2 前項の場合において、甲が納入期日の延長を承認したときは、その理由が天災その他不可抗力による場合又は甲の責に帰すべき理由による場合を除き、乙は、規定の納入期限の翌日から納入の日までの日数（検査に要した日数を除く。）に応じ、次の式により起算して得た額を違約金として甲に支払わなければならない。

$$\text{遅滞に係る金額} = \frac{\text{遅滞日数} \times 2.5\%}{365}$$

（権利又は義務の譲渡）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りではない。

（事情変更）

第6条 この契約締結後において、周辺店頭価格や石油情報センターの価格等、本校が基準とする市況価格に3円以上の変動又はその他の理由により契約内容の変更を要すると認めた場合には、甲乙協議のうえ、契約単価をその変動幅に応じた程度変更することができる。

- 2 この契約による購入予定数量と実際の購入数量が大幅にかい離しても、甲又は乙は契約単価の変更を申し出ることはいできない。

（契約の解除）

第7条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、何らの催告をしないうで、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害賠償を請求することができない。

- (1) 乙がこの契約の条項に違反したとき。
- (2) 乙が物件を納入期限内に指定の場所へその数量を納品しないとき、又は納入する見込みがないと認められるとき。
- (3) 乙から契約解除の申し出があったとき。
- 2 前項の規定により、この契約が解除された場合において既に納入された部分の取り扱いについては、甲乙協議して定めるものとする。
- 3 第1項の規定により、この契約が解除されたときは、契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供した担保を含む。）は、甲に帰属する。
- 4 乙は、契約保証金が免除されている場合において、第1項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。この場合において、分割納入し甲の検査に合格した物品があるときは、契約金額から分割納入した物品の契約金額相当額を控除した金額の100分の10に相当する額を違約金とする。

第8条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、何らの催告をしないうで、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害賠償を請求することができない。

- (1) 乙が、私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による排除措置命令を受け、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項又は第2項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。
- (2) 乙が、独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を受け、行政事件訴訟法第14条第1項又は第2項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。
- (3) 乙が、前2項に規定する排除措置命令又は課徴金の納付命令に係る抗告訴訟を提起し、当該訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第4条の規定による刑に処せられたとき。

（賠償金）

第9条 乙は、この契約に関して、前条各号の一に該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として売買代金の100分の10に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、甲が特に認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に定める賠償金の額を超える場合においては、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することを妨げるものではない。

- 3 前2項の規定は、この契約を履行した後においても適用するものとする。

（契約保証金の返還）

第10条 甲は、乙がこの契約の全部について履行したときは、契約保証金を返還するものとする。

（費用の負担）

第11条 物品の納入及び検査に要する費用（不合格品の引き取りに要する費用を含む。）は、全て乙の負担とする。

（消費税及び地方消費税の取扱）

第12条 消費税及び地方消費税率が改正された場合、甲と乙は税率の変更による増加額相当分の変更契約について協議する。

（その他）

第13条 この契約について定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。